### 令和2年第4回隠岐の島町議会臨時会会議録

招集年月日 令和2年 11月10日

招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場

開 会 (開議) 令和2年 11月10日 (火) 9時 30分 宣告

会議録署名議員の氏名 15番 池田 信博 議員 16番 福田 晃 議員

# 1. 出席議員

1番 大 江 寿 6番 西 尾 幸太郎 12番 髙 宮 陽一 村 壽 2番 上 謙武 7番 池 田 13番 米 澤 賢治 重 菊 3番 地 政 文 9番 前 田 芳 樹 14番 遠 藤 義 光 4番 石 橋 雄一 10番 平 田 文 夫 15番 信博 池 田 5番 村上 三三郎 11番 茂 春 16番 福 晃 石 田 田

# 1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 池田 高世偉 上下水道課長 村上 和久 副 町 長 大 庭 孝 久 建 設 課 長 田 中 文 男 総 課 千 明 施設管理課長 務 長 佐々木 大 西 洋 計 管 理 者 藤川 芳 人 危機管理室係長 八幡 之 숲 貴 財 課 長 寛 弥 水產振興室長 進 政 石 田 砂 本 務 課 長 濱 田 勉 都市計画推進室長 傑 税 石 田 町 民 課 長 井 﨑 理惠子 総務学校教育課長 吉 田 隆 中林 社会教育課長 福 祉 課 長 眞 野 津 千 秋 保 健 課 長 井 上 朋 張 布 施 支 所 長 竹 本 久 環 境 課 長 筃 支 所 長 進 原 秀 人 Ŧī. 灘 商工観光課長 支 鳥井 登 都 所 長 高 梨 光 万 勇 農林水產課長 張 所 河 北 尚夫 中 出 長 村 上 克 樹 中央公民館長 賢 地域振興課長 宇 野 慎 金 坂

#### 1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本幸子

### 1. 町長提出議案の題目

承認第 15号 令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について

議 第 101 号 令和 2 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第7号)

議 第 102 号 令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算 (第 2 号)

議 第 103 号 令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算 (第 2 号)

議 第 104 号 令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算 (第2号)

議 第 105 号 令和 2 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第 2 号)

議 第 106 号 令和 2 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第1号)

議 第 107 号 令和 2 年度隠岐の島町五筒へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 2 号)

議 第 108 号 損害賠償の額を定め和解することについて(那久地区)

議 第 109 号 損害賠償の額を定め和解することについて(船原地区その1)

議 第 110 号 損害賠償の額を定め和解することについて(船原地区その2)

議 第 111 号 損害賠償の額を定め和解することについて(船原地区その 3)

議 第 112 号 損害賠償の額を定め和解することについて(船原地区その 4)

### 議事の経過

### 〇議長( 米 澤 壽 重 )

ただ今から、令和2年第4回隠岐の島町議会臨時会を開会します。

(開議宣告 9時30分)

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により15番:池田 信博 議員、

16番:福田 晃 議員を指名します。

## 日程第2.会期決定の件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

## 日程第3.副議長の選挙

「副議長の選挙」を行います。

副議長の選挙には、「指名推選」による方法と「投票」による方法がございます。いかがいたしましょうか。

(「投票」という声あり)

選挙は、「投票」で行います。

この選挙の執行についての諸手続きは、隠岐の島町議会会議規則の規定に従い行います。 議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

ただ今の出席議員数は15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番:村上 三三郎 議員、6番:西尾 幸太郎 議員を指名します。

それでは、「投票用紙」を配ります。

(投票用紙の配付)

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。被選挙人の氏名をフルネームで記載されますようにお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声を確認 )

「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱の点検 )

「異状なし」と認めます。

ただ今から「投票」を行います。

事務局職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

( 事務局長が議席番号及び氏名の点呼 )

(全員投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声を確認)

「投票漏れなし」と認めます。

「投票」を終わります。

「開票」を行います。

村上 三三郎 議員、西尾 幸太郎 議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数 15 票、うち有効投票 15 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、池田賢治 議員 10 票、村上三三郎 議員 3 票、村上謙武 議員 1 票、西尾幸太郎 議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがいまして、池田賢治 議員が副議長に[当選]されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場閉鎖解除)

ただ今の選挙により、池田賢治 議員におかれましては、副議長に当選されましたので会議 規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで当選人の発言を求めます。演台にてお願いします。

(当選承諾)

1. 新副議長就任の挨拶

### 〇7番( 池 田 賢 治 )

先ほどの副議長選挙におきまして、不肖私を選出いただきまして、どうもありがとうございました。来年の改選時までの短い期間ではありますが、職務の重大さを認識し、職務に専念し務めさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

### 〇議長( 米 澤 壽 重 )

なお、ただ今の選挙で広報広聴常任委員会の副委員長が副議長に選任されましたので、本 臨時会終了後に広報広聴常任委員会を開催し、改めて副委員長の互選をお願いします。

以上で、「副議長の選挙」を終わります。

### 日程第 4. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の承認第15号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正 予算(第5号)の専決処分について」から議第112号「損害賠償の額を定め和解することにつ いて(船原地区その4)」までの13件を一括して議題といたします。

## 日程第5.提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました 13 件の議案につきまして、提出者から「提案理由の説明」を 求めます。

番外:町長

### 〇番外( 町長 池 田 高世偉 )

おはようございます。

本日、令和2年第4回隠岐の島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、 ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提案理由の説明の前に、一言ご挨拶を申し上げます。

本議会臨時会は、新庁舎における初議会となりますが、一新された議場、何もかも新鮮であり、今後の町政を議論していく最高の施設と考えるところです。

さて、この度の町長選挙におきまして、多くの町民の皆様方のご支持をいただき、お蔭様で2期目の当選を果たすことができました。有形無形のご支援をいただきました皆様方に、厚く御礼を申し上げます。

今回の選挙結果は、新たな4年間、引き続き私に経験と継続性を求め、更に新たな"まちづくり"のため、町政の舵取りを任せようという思いの表れだと考えております。

町民の皆様方の良識ある審判に敬意を表し、心から感謝申し上げますとともに、ご期待に応えるべき、全身全霊取り組んでいく覚悟でございますので、引き続き議員各位におかれましては、ご理解とご指導をお願い申し上げます。

本議会におきましては、令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算の専決処分、同補正予算

及び特別会計補正予算等13件の議案を提案させていただいております。

十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますようお 願いを申し上げ、招集にあたってのご挨拶といたします。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日、提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、承認第15号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について」の議案につきましては、去る8月25日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。歳入歳出予算の補正額は5億2,045万5,000円の追加でありまして、補正後の予算額を210億1,647万5,000円といたしました。

補正の内容は、8月7日の豪雨災害により被災した農林水産業施設、公共土木施設、文教施設及びその他公共・公用施設の災害復旧に要する経費を追加しております。

財源につきましては、国庫支出金、地方債及び財政調整基金繰入金であります。

続きまして、議第101号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第7号)」から議第107号「令和2年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第2号)」までの7件の補正予算についてご説明いたします。

まず、議第101号の「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第7号)」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は9億545万円の追加でありまして、補正後の予算額を220億3,222万5,000円とするものであります。

補正の主な内容は、隠岐町村会負担金、保育所・放課後児童クラブ等従事者応援協力金、 災害被災地域における事業継続緊急支援事業補助金及び8月7日の豪雨災害に係る災害復旧 に要する経費を追加しております。

次に、議第102号から議第105号までの4件の補正予算についてでありますが、補正の内容は、診療所並びに訪問看護事業における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等事業による感染症対策用品購入費及び感染症対応従事者慰労金を新たに追加するものであります。

まず、議第102号の「令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第2号)」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は230万円の追加でありまして、補正後の予算額を9,478万5,000円とするものであります。

次に、議第103号の「令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会 計補正予算(第2号)」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は245万円の追加であ りまして、補正後の予算額を1億2,308万円とするものであります。

次に、議第104号の「令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第2号)」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は330万円の追加でありまして、補正後の予算額を1億2,780万9,000円とするものであります。

次に、議第105号の「令和2年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は85万円の追加でありまして、補正後の予算額を2,359万1,000円とするものであります。

次に、議第106号及び議第107号の2件の補正予算についてでありますが、補正の内容は へき地診療施設における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等事業による感染症対策用 品購入費を新たに追加するものであります。

まず、議第106号の「令和2年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第1号)」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は100万円の追加でありまして、補正後の予算額を3,880万円とするものであります。

次に、議第107号の「令和2年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第2号)」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は100万円の追加でありまして、補正後の予算額を1,031万2,000円とするものであります。

続きまして、議第108号から議第112号までの5件につきましては、去る8月7日に発生 した豪雨災害に伴う損害賠償の額を定め和解することについての議案であります。

まず、議第108号の「損害賠償の額を定め和解することについて(那久地区)」でありますが、町道那久11号線、浜那久地区の法面が崩壊し、道路下の家屋に土砂が流入したことにより、被災した家屋等の所有者に対して損害賠償の額を定め和解する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議第109号から議第112号の「損害賠償の額を定め和解することについて(船原地区その1からその4)」でありますが、西郷中学校校庭の法面が崩壊し、近隣の家屋に土砂が流入したことにより、被災した家屋等の所有者に対して損害賠償の額を定め和解する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、13件の議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議のうえ、適切 なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

### 〇議長( 米 澤 壽 重 )

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 9時58分)

(全員協議会開会宣告 9時58分)

### 〇議長( 米 澤 壽 重 )

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 10時53分)

(本会議再開宣告 10時53分)

ここで、11時15分まで休憩といたします。

(本会議休憩宣告 10時53分)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 11時15分)

### 日程第6.質疑

「質疑」を行います。

始めに、承認第15号議案について質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、承認第15号議案についての質疑を終わります。

次に、議第101号議案について質疑はございませんか。

2番:村上 謙武 議員

#### 〇2番( 村 上 謙 武 )

一般会計補正(第7号)のところで建設課の方ですが、資料の3-1の6ページ、7ページのところで今回の災害復旧工事、道路橋梁災害とか河川災害、港湾施設の災害とかありますけど、この中で単独と補助と工事の事業が分かれているのですが、この辺の基準について教えていただきたい。

### 〇番外 (建設課長 田 中 文 男 )

9月の全員協議会の時に資料をお見せしたと思いますが、建設課が携わる公共災害につきましては、基本的に60万円以上のものが補助災害になります。それ以下のものにつきましては、単独災害の扱いになります。

ただし、緊急を要する土砂撤去とかというものでも 60 万円以上のものもございますが、それにつきましては単独事業でやる場合もございます。単独の中にも起債と純然たる単独があ

りますが、例えば単独起債でやろうとしていても起債を申請するのに色んな資料が要ります。 土砂撤去の断面を測った物とか申請資料が要りますが、緊急の場合にはそういった作業ができません。取りあえず土砂を取って道路を空けなければならない、川の溝さらいをしなければいけないということで単独災害にも起債で本来なら当たる物でも、純然たる単独災害にしているものもあります。

# 〇2番( 村 上 謙 武 )

財源のところで、それぞれ事業債が単独と補助という風に財源であるわけですが、その辺の地方債の単独と補助の違いについて教えていただきたいですけど。

## 〇番外 (財政課長 石田寛弥)

地方債の単独と補助の基準でございますが、どちらも地方税ということで、まず適債性というのが問われるところではございますが、補助の査定を受けた後、補助事業にのるのであれば補助裏ということで地方債補助の対象部分が当たるのでございますが、先ほど建設課長より説明がありましたように、早急に対応しなければならない箇所と、査定を受ければ補助になるかも知れないが、早急な対応が必要になるという部分に関しましては、単独の地方債、補助債ということで対応させていただいているところでございます。

勿論、公共土木施設以外に農林関係もある部分がございますが、充当率として100%充当される部分や65%しか充当されないなど、ケースバイケースで、その被災箇所によって地方債の考え方も変わってくるというところでございます。

### 〇2番( 村 上 謙 武 )

分かりました。

### 〇議長(米澤壽重)

以上で、村上謙武議員の質疑を終わります。

ほかに、質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認 )

以上で、議第101号議案についての質疑を終わります。

次に、議第102号議案について質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、議第102号議案についての質疑を終わります。

次に、議第103号議案について質疑はございませんか。

11番:石田 茂春 議員

### 〇11番( 石 田 茂 春 )

教えていただきたいのですが、五箇診療所、「診察服」というのが載ってないのですが。中 村診療所は載っていて、都万診療所も載っていないのですが。また、へき地診療所とか歯科 診療所の方には載っているのですが。

もう一点、へき地診療所の方で診察服が「Ns2」と、これはナースという判断でいいですかね。その下の五箇歯科診療所の「Dr」これは横文字で書いてあって、中村診療所の方は「医1・看3」と日本語で書いてある。この辺、分けた理由があるのですか、二点ほどお願いいたします。

# 〇番外 ( 保健課長 井 上 朋 張 )

五箇と都万、中村の診療所及びへき地診療所につきましては、診療所には看護師が単独で居ますので職員の数に対して「慰労金」が出るということです。布施へき地診療所、五箇へき地診療所につきましては、中村診療所または五箇診療所医師・看護師は兼務しますので、そこでは総人数で対応しますので対象としていないということになります。

二点目の「Dr」のところは表記の仕方が違いますけど、「Dr」は医者であると理解いただければと思います。

### 〇11番( 石 田 茂 春 )

私が聞いているのは「診察服」です、ナースの。

中村診療所には、「医1+看3+事1」と書いてあるが、五箇診療所と都万診療所はそれが載っていないのですが、既に有るということでいいのですか。それともなしですか。「慰労金」ではないですよ。

#### 〇番外 ( 保健課長 井 上 朋 張 )

失礼いたしました。

これにつきましては、各診療所でコロナ感染症対策に必要な物をセレクトしており、必要な物を買うということですので、「診察服」の必要な所とない所という風に分かれて提出しているところです。ですので、無いということではなく、既存の物で対応するということで理解をしています。

#### 〇11番( 石 田 茂 春 )

大体は分かったのですが、万が一あってはならないのですが、新型コロナウイルス感染症 患者がでた場合には五箇とか都万が「診察服」を購入しますということに成りはしませんか。 それとも既存の分でそのままやるのですか。

## 〇番外( 五箇支所長 灘 進)

先ほどの石田議員のご質問の「診察服」についてですが、この春からの新型コロナウイルス感染症対策について既定の予算で必要最低限が購入できている所については、今回については購入しないということでございます。おそらく、他の診療所で今回挙げているのは、決して購入して無いということではないと思っております。何分、こういったコロナ感染症対策の物は全て使い捨てでございますので、その不足分が生じた部分を載せているとそういう風に思っております。その辺、ご理解ください。

# 〇11番( 石 田 茂 春 )

はい、都万診療所も一緒ですか。

### 〇番外 ( 都万支所長 高 梨 勇 光 )

都万診療所については、それぞれ挙がっておりますので、もう一度確認をお願いしたいと 思います。

# 〇11番( 石 田 茂 春 )

はい、いいです。

分かりました。

## 〇議長( 米 澤 壽 重 )

以上で、石田茂春議員の質疑を終わります。

ほかに、質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認 )

以上で、議第103号議案についての質疑を終わります。

次に、議第104号議案について質疑はございますか。

(「なし」の声を確認)

以上で、議第104号議案についての質疑を終わります。

次に、議第105号議案について質疑はございますか。

(「なし」の声を確認)

以上で、議第105号議案についての質疑を終わります。

次に、議第106号議案について質疑はございますか。

(「なし」の声を確認 )

以上で、議第106号議案についての質疑を終わります。

次に、議第107号議案について質疑はございますか。

(「なし」の声を確認 )

以上で、議第107号議案についての質疑を終わります。 次に、議第108号議案について質疑はございますか。

(「なし」の声を確認 )

以上で、議第108号議案についての質疑を終わります。 次に、議第109号議案について質疑はございますか。

(「なし」の声を確認)

以上で、議第109号議案についての質疑を終わります。 次に、議第110号議案について質疑はございますか。

(「なし」の声を確認)

以上で、議第110号議案についての質疑を終わります。 次に、議第111号議案について質疑はございますか。

(「なし」の声を確認 )

以上で、議第111号議案についての質疑を終わります。 最後に、議第112号議案について質疑はございますか。

(「なし」の声を確認)

以上で、議第112号議案についての質疑を終わります。 以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 11時28分)

(全員協議会開会宣告 11時28分)

### 〇議長(米澤壽重)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 全員協議会閉会宣告 11時35分 )

(本会議再開宣告 11時35分)

### 日 程 第 7. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の承認第15号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について」から、議第112号「損害賠償の額を定め和解することについて(船原地区その4)」までの13件を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

## 日 程 第 8. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

町長提出議案の承認第15号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について」、採決をいたします。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起文全員)

起立「全員」であります。

したがって、承認第15号は原案のとおり「承認」されました。

次に、議第101号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第7号)」について、採決を いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第101号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第102号「令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第2号)」から議第107号「令和2年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第2号)」までの6件について、採決をいたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、議第102号から議第107号までの6件は原案のとおり「可決」されました。 次に、議第108号「損害賠償の額を定め和解することについて(那久地区)」から議第112 号「損害賠償の額を定め和解することについて(船原地区その4)」までの5件について、採 決をいたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 108 号から議第 112 号までの 5 件は原案のとおり「可決」されました。 以上で、「採決」を終わります。

以上で、本臨時会に提出された議案は全て議了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和2年第4回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

(閉会宣告 11時38分)

以下余白